



2015年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和浩
(コード番号 8308 東証一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、2015年6月19日に開催を予定しております定時株主総会に、下記のとおり、当社定款の一部変更(以下、定款変更)を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役に広く適任者を得られるよう、責任限定契約に関する規定の一部を変更するものであります。
(現行定款第37条)

なお、責任限定契約に関する規定の変更につきましては、各監査委員の同意を得ております。

- (2) 第3種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式についての記載を削除するとともに、発行可能株式総数の変更等の変更を行うものであります。
(現行定款第5条、第11条、第13条、第15条、第18条、附則第3条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日	2015年6月19日(金)
定款変更効力発生予定日	2015年6月19日(金)

<本件に関するお問合せ先>

りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部

(東京本社)TEL:03-6704-1630、(大阪本社)TEL:06-6264-5685、(埼玉分室)TEL:048-835-1524

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、 <u>6,274,520,000 株</u> とし、当社が発行すること のできる各種の株式の総数は、次のとおりとす る。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株 式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優 先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとす る。	第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、 <u>6,049,520,000 株</u> とし、当社が発行すること のできる各種の株式の総数は、次のとおりとす る。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株 式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優 先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとす る。
普通株式 6,000,000,000 株	普通株式 6,000,000,000 株
丙種優先株式 12,000,000 株	丙種優先株式 12,000,000 株
己種優先株式 8,000,000 株	己種優先株式 8,000,000 株
<u>第 3 種優先株式 225,000,000 株</u>	<u><削除></u>
第 4 種優先株式 2,520,000 株	第 4 種優先株式 2,520,000 株
第 5 種優先株式 4,000,000 株	第 5 種優先株式 4,000,000 株
第 6 種優先株式 3,000,000 株	第 6 種優先株式 3,000,000 株
第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第 3 章 優先株式	第 3 章 優先株式
(優先配当金)	(優先配当金)
第 11 条 当社は、第 54 条に定める剰余金の配当 (第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く) を行うと きは、優先株式を有する株主 (以下優先株主と いう) または優先株式の登録株式質権者 (以下	第 11 条 当社は、第 54 条に定める剰余金の配当 (第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く) を行うと きは、優先株式を有する株主 (以下優先株主と いう) または優先株式の登録株式質権者 (以下

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>優先登録質権者という) に対し、普通株式を有する株主 (以下普通株主という) または普通株式の登録株式質権者 (以下普通登録質権者という) に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金 (以下優先配当金という) を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>丙種優先株式 1 株につき、以下の算式で定める (イ) と (ロ) との合計額とする。</p> <p>(イ) 基本優先配当金 1 株につき、以下の算式で定める額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)</p> $68 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の (ロ) の特別優先配当金 (以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する) の合計額</p> <p>公的資金残額： 600 億円</p> <p>(ロ) 特別優先配当金 1 株につき 120 億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)</p>	<p>優先登録質権者という) に対し、普通株式を有する株主 (以下普通株主という) または普通株式の登録株式質権者 (以下普通登録質権者という) に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金 (以下優先配当金という) を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>丙種優先株式 1 株につき、以下の算式で定める (イ) と (ロ) との合計額とする。</p> <p>(イ) 基本優先配当金 1 株につき、以下の算式で定める額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)</p> $68 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の (ロ) の特別優先配当金 (以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する) の合計額</p> <p>公的資金残額： 600 億円</p> <p>(ロ) 特別優先配当金 1 株につき 120 億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)</p>

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>己種優先株式 1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。</p> <p>(イ)基本優先配当金 1株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)</p> $185 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額 公的資金残額： 1,000億円 (ロ)特別優先配当金 1株につき200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)</p> <p><u>第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度について</u> <u>の下記に定める配当年率を</u> <u>乗じて算出した額(円位未満</u> <u>小数第3位まで算出し、その</u> <u>小数第3位を四捨五入する)</u> <u>を支払う。</u></p>	<p>己種優先株式 1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。</p> <p>(イ)基本優先配当金 1株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)</p> $185 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額 公的資金残額： 1,000億円 (ロ)特別優先配当金 1株につき200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)</p> <p><u><削除></u></p>

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</u></p> <p><u>配当年率=ユーロ円 LIBOR (1 年物)+0.50%</u></p> <p><u>配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。</u></p> <p><u>年率見直し日は、平成 16 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日とする。</u></p> <p><u>ユーロ円 LIBOR (1 年物) は、平成 16 年 4 月 1 日または各年率見直し日 (当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 1 年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート (ユーロ円 LIBOR 1 年物 (360 日ベース)) として英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR (1 年物) が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前 11 時における日本円 1 年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR (1 年物) に代えて用いるものとする。</u></p> <p><u>営業日とはロンドンおよび東</u></p>	

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている</u> <u>日をいう。</u></p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。</p> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1</p>	<p>第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。</p> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1</p>

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>株につき 35,000 円を上限とする。以下第一回ないし第四回第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p>	<p>株につき 35,000 円を上限とする。以下第一回ないし第四回第 8 種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。</p>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(残余財産の分配)	(残余財産の分配)
<p>第 13 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>	<p>第 13 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>
<p>丙種優先株式 1 株につき 5,000 円</p>	<p>丙種優先株式 1 株につき 5,000 円</p>
<p>己種優先株式 1 株につき 12,500 円</p>	<p>己種優先株式 1 株につき 12,500 円</p>
<p><u>第 3 種優先株式 1 株につき 2,000 円</u></p>	<p><u><削除></u></p>
<p>第 4 種優先株式 1 株につき 25,000 円</p>	<p>第 4 種優先株式 1 株につき 25,000 円</p>
<p>第 5 種優先株式 1 株につき 25,000 円</p>	<p>第 5 種優先株式 1 株につき 25,000 円</p>
<p>第 6 種優先株式 1 株につき 25,000 円</p>	<p>第 6 種優先株式 1 株につき 25,000 円</p>
<p>第一回ないし第四回第 7 種優先株式</p>	<p>第一回ないし第四回第 7 種優先株式</p>
<p>1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。</p>	<p>1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。</p>

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一回ないし第四回第 8 種優先株式</p> <p>1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(議決権)</p> <p>第 15 条 優先株主 <u>(第 3 種優先株式を有する株主 (以下第 3 種優先株主という) を除く。以下本条において同じ)</u> は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有する場合であって会社法第 436 条第 3 項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により効力を有する第 53 条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。</p> <p><u>② 第 3 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。</u></p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第 18 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなか</p>	<p>第一回ないし第四回第 8 種優先株式</p> <p>1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議決権)</p> <p>第 15 条 優先株主 <u><削除></u> は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有する場合であって会社法第 436 条第 3 項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 53 条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により効力を有する第 53 条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。</p> <p><u><削除></u></p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第 18 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなか</p>

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案												
<p>った優先株式 (第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く。以下本条において同じ) は、同期間の末日の翌日 (以下一斉取得日という) をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む) の平均値 (終値のない日数を除く) で除して得られる数の当社の普通株式 (ただし、1株未満の端数は切り捨てる) を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <table style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">丙種優先株式</td> <td style="padding-right: 10px;">1株につき</td> <td>1,667円</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>3,598円</td> </tr> </table> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	丙種優先株式	1株につき	1,667円	己種優先株式	1株につき	3,598円	<p>った優先株式 (<削除>第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く。以下本条において同じ) は、同期間の末日の翌日 (以下一斉取得日という) をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む) の平均値 (終値のない日数を除く) で除して得られる数の当社の普通株式 (ただし、1株未満の端数は切り捨てる) を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <table style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">丙種優先株式</td> <td style="padding-right: 10px;">1株につき</td> <td>1,667円</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>3,598円</td> </tr> </table> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く)との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	丙種優先株式	1株につき	1,667円	己種優先株式	1株につき	3,598円
丙種優先株式	1株につき	1,667円											
己種優先株式	1株につき	3,598円											
丙種優先株式	1株につき	1,667円											
己種優先株式	1株につき	3,598円											

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</u></p> <p><u>第3条 第3種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1. 取得を請求し得べき期間</u></p> <p><u>本優先株式は、平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</u></p> <p><u>2. 取得請求権の内容</u></p> <p><u>本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p><u>イ. 引換価額</u></p> <p><u>引換価額は、410円とする。</u></p> <p><u>ロ. 引換価額の修正</u></p> <p><u>引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</u></p> <p><u>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u><削除></u></p>

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u></p> <p><u>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</u></p> <p><u>ハ. 引換価額の調整</u></p> <p><u>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u></p> $\text{調整後引換価額} = \frac{\text{調整前引換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{1株当たり払込金額} / \text{1株当たり時価}}$ <p><u>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</u> 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p><u>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</u> 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用す</p>	

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>る。</u></p> <p>③ <u>引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</u></p> <p><u>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</u></p> <p>④ <u>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</u></p>	

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</u></p> <p><u>(2) 前記 (1) 各号に掲げる場合の</u> <u>か、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</u></p> <p><u>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日</u> <u>（ただし、前記 (1) ③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価</u></p>	

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>額は、本項ハ. に準じて調整する。</p> <p><u>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</u></p> <p><u>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u></p> <p><u>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</u></p> <p><u>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</u></p> <p><u>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</u></p> <p><u>④ 前記(1)④号の決定された普通</u></p>	

定款変更案

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)をそれぞれいうものとする。</u></p> <p><u>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 10 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p> <p><u>二、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u></p> <p><u>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{本優先株主が取得を請求した} \\ \text{本優先株式の払込金相当額} \\ \text{(1株あたり 2,000 円) の総額} \end{array}}{\text{引換価額}}$	

以上